平成２４年度第２回

茨城県都市計画審議会議事録

日　時　　平成２５年３月２５日（月）午後１時３０分から
場　所　　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅰ　会議の日時及び場所

１　日時　平成２５年３月２５日(月)午後１時３０分から午後２時０５分まで

２　場所　水戸市笠原町９７８番６

茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅱ　出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

Ⅲ　議題

別記付議案一覧のとおり

Ⅳ　委員の変更

関係行政機関の職員について鈴木悦郎委員，内波謙一委員及び森北佳昭委員に委嘱したことが報告された。

Ⅴ　議事

１　議事の公開

都計諮問第２号及び第３号の公開が決定された。

２　議事録署名人の氏名

議長から議事録署名人として大津委員と山形委員が指名された。

３　議案審議

都計諮問第２号　「高萩都市計画及び日立都市計画下水道の変更」

都計諮問第３号　「牛久市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」

【都計諮問第２号　「高萩都市計画及び日立都市計画下水道の変更」】

○**議長**　それでは，審議を始めたいと思います。都計諮問第２号につきまして，事務局からご説明をよろしくお願いします。

○事務局　都市計画課と申します。よろしくお願いいたします。それでは，「都計諮問第２号　高萩都市計画及び日立都市計画下水道の変更」についてご説明いたします。付議案は１ページ，付議案図は１ページでございます。

この案件は，日立市，高萩市の両市にまたがる公共下水道の排水区域を追加するものでございます。お手元の資料と共に正面スクリーンをご覧く

ださい。

日立・高萩広域公共下水道は，県北東部の日立市，常陸太田市の各一部からなる日立都市計画区域と高萩市の一部からなる高萩都市計画区域に位置しております。

まず，日立・高萩広域公共下水道の概要についてご説明いたします。本公共下水道は，昭和 55 年高萩都市計画区域の一部を高萩市公共下水道として都市計画決定し，昭和 57 年に，公共下水道事業の効率化を図るため，日立都市計画区域の一部である旧日立市の北部と旧十王町の汚水についても共同処理するよう日立・高萩・十王広域公共下水道として統合され，平成 16 年の日立市と十王町との合併に伴い，日立・高萩広域公共下水道となっております。当初決定からこれまで８回にわたり，排水区域等の見直しを行い，現在，高萩市約 1,143 ヘクタール，日立市約 1,479 ヘクタール，合わせて約 2,622 ヘクタールの区域を都市計画決定し，順次整備を進めてきたところでございます。左側の区域を拡大したものが右側の図面でございます。こちらが，ＪＲ常磐線，高萩駅，十王駅，小木津駅，青い線が常磐自動車道，紫の線が国道６号，水色の線が２級河川小石川でございます。今回排水区域を変更する日立・高萩広域公共下水道の終末処理場伊師浄化センターは，緑色で示す場所に位置し，本処理場で排出される処理水については，小石川を経由して太平洋へ放流しております。黒で示している区域が，現在都市計画決定されています排水区域でございます。

現在までの整備状況ですが，全体では都市計画決定された区域約 2,622 ヘクタールのうち事業認可区域は約 2,497 ヘクタールであり，事業認可区域の約 95 パーセントの整備が完了しているところです。

なお，高萩市においては，用途指定の区域を含む事業認可区域の約 88 パーセントの整備が完了し，日立市では，市街化区域を含む事業認可区域の 100 パーセントの整備が完了しているところです。また，平成 25 年度には，事業認可区域の整備が完了する予定であることから，今後，隣接する周辺集落等について，順次，下水道整備を進めていくこととしております。赤で示している区域が，今回排水区域を拡大する高萩市内の１地区及び日立市内の１地区でございます。

まず，高萩市の秋山和野地区についてでございます。当地区は，現在整備を進めている西部処理分区に隣接しており，西部処理分区の整備が平成 25 年度に完了すること，また，地元からの要望が強い地区でもあることから，秋山和野地区約７ヘクタールを追加してさらに整備を進めるものでございます。続きまして，日立市の十王町伊師中丸地区でございます。当地区は，平成 21 年に開通した都市計画道路十王北通り線に面しており，近年新興住宅が建ち並び，今後もさらなる開発が見込まれる地区でございます。既に伊師処理分区の整備は完了していることから，隣接する十王町伊師中

丸地区約５ヘクタールを追加してさらに整備をしようとするものでございます。

なお，今回拡大する両区域の合わせて約 12 ヘクタールにつきましては，常磐海域流域別下水道整備総合計画や茨城県生活排水ベストプランに位置付けられております。

以上のことから，日立・高萩広域公共下水道の排水区域を約 2,622 ヘクタールから 2,634 ヘクタールに変更しようとするものでございます。これらの日立・高萩広域公共下水道の排水区域の変更により，下水道の普及区域の拡大による都市の健全な発展及び公衆衛生の向上に寄与するとともに，公共用水域の水質保全に資するものでございます。

続きまして，縦覧結果についてご説明いたします。この変更案について，平成 25 年１月 24 日から平成 25 年２月７日までの２週間，公衆の縦覧に供しましたところ，意見書の提出はございませんでした。また，都市計画法の規定に基づき，日立市及び高萩市の意見を求めたところ，今回の都市計画変更案は，都市計画法第 15 条の２の規定による高萩市，日立市からの申し出に基づくものであり，異存はない旨の回答をいただいております。

都計諮問第２号の説明は以上でございます。

○議長　ありがとうございました。それでは，ただいまの件につきまして，ご意見，質問をお願いいたします。

○Ａ委員　この件直接ということではないんですけど，先ほどの説明で，日立市の中は 100 パーセントの整備ができたということですが，個別の家が全部本当につながっているのですか。要するに下水道事業としてやっていることは終わったけれど，本当の個別の各戸はちゃんと下水道に接続しているかどうかというのは別問題なんですけれども，それはどれくらいつながっているのでしょうか。

○事務局　日立市全体の下水道の接続率は，98 パーセントになっております。

○Ａ委員　それからもう１点ですけど，今後とも市街化調整区域までに順次拡張していきたいということですけど，それ全体の事業の負担だとか，効率性とかそういうこと考えて，それの方がいいということなんでしょうか。それとも，どこかまで行ったら，あとは戸別処理にした方がいいとか，そういう判断はどこかで下されるのでしょうか。やみくもに，私は下水道事業をどんどんどんどん市街化調整区域まで広げていくというのは，公共事業の投資としても，今後の人口減少とか考えると，余り好ましい方向ではないのではないかという疑いもあるので，その辺よく吟味してからと思っています。

○事務局　そちらにつきましては，市の下水道関係の部署と県の下水道の関係の部署の方で協議をしながら，生活排水ベストプランとか，そういうので位置付けを行いながら。

○Ａ委員　そのベストプランやなんかをもう１回見直すべきじゃないかと思うんですけれどもね。

○事務局　その見直しにつきましても，今現在見直しの作業中というふうに聞いております。その中で，新たに追加するものがあるのであればという形になるんだと思うんですけれども。

○Ａ委員　はい。

○議長　ほかございますか。よろしいですか。それではご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第２号につきましては，原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　ありがとうございます。それでは，ご異議なしと認め，都計諮問第２号につきましては，原案どおり可決といたします。

【都計諮問第３号　「牛久市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」】

○議長　続きまして，都計諮問第３号につきまして，事務局から説明をお願いします。

○事務局　建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。それでは，都計諮問第３号「牛久市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について」ご説明いたします。お手元の付議案２ページ及び付議案図面２－１，２－２ページをご覧ください。

本案件は,建築基準法第 51 条ただし書きの規定に基づく廃棄物処理施設の立地に係る許可に伴い，その敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について，本審議会にお諮りするものでございます。

申請者は，関東通信輸送株式会社　代表取締役林博道でございます。同社は，昭和 44 年に都内で設立され，現在の日本電信電話株式会社，通称ＮＴＴでございますが，その前身である日本電信電話公社の物流部門を担う目的で設立された会社でございます。現在は，ＮＴＴの関連会社として，物流事業のほか，環境事業として産業廃棄物の収集，運搬，処分，リサイクルなどの事業を行っております。また，本許可申請地である牛久リサイクルセンターでございますが,平成７年に建築基準法第 51 条ただし書きの

許可を取得し，その後，平成 11 年，平成 13 年に廃棄物の破砕施設の増設のため同許可を取得し，関東甲信越地方の東日本電信電話株式会社，各支店等から排出される事務用電話機，公衆電話機，公衆電話ボックス，ファクス，事務用品，電線ケーブル，通信用コンクリート電柱である瓦れき類などの産業廃棄物の中間処理業を営んでおります。

今回の許可申請に係る事業計画でございますが，当施設における通信用コンクリート電柱廃棄物の処理需要の増加に対応するため，現在施設内に設置されておりますコンクリート電柱等の破砕機，これは１日当たり処理能力が 24 トンのものでございますが，これを撤去いたしまして，新たに処理能力の高い破砕機，１日当たり処理能力 400 トンのものを設置するものでございます。コンクリート電柱廃棄物の処理需要の増加につきましては，排出事業者であるＮＴＴにおいて，所有する電柱の建て替えを計画的に進めておりますが，現在も建て替えを必要とする相当数のコンクリート電柱が存在していることから，コンクリート電柱の安全性と信頼性を確保するために，平成 35 年までに計画的に建て替えを行うこととし，それに伴って処理需要が増加するものでございます。

なお，当破砕施設における１日当たりの処理能力が現在の 24 トンから 400 トンに変更されることに伴いまして，建築基準法施行令第 130 条の２の３第１項第６号の規定により許容される範囲，これは現在の処理能力の 1.5 倍までですが，これを超えることになることから再度許可を要することとなったものでございます。

次に，申請地の位置についてご説明いたします。付議案図面の２－１とあわせて正面スクリーンをご覧ください。申請地の牛久市は，県の南部に位置し，東に稲敷市，西につくば市，北に阿見町，南は龍ヶ崎市に接しております。牛久市の主要な交通網といたしましては，ＪＲ常磐線，国道６号，国道 408 号，主要地方道である土浦・竜ケ崎線，竜ケ崎・阿見線，美浦・栄線がございます。申請地の位置は，正面スクリーンの中央より右側の赤い丸印で示した位置になります。また，牛久市役所及びＪＲ牛久駅は，スクリーン左側，中央の位置になります。

なお，お手元の付議案図面２－１は，正面スクリーンのこちらの部分を切り取ったものでございます。

申請地は，牛久市の東部に位置し，ＪＲ牛久駅から東に約７キロメートルの地点にあり，申請地及びその周辺は，市街化調整区域となっております。また，学校施設としては，申請地の東側，約 500 メートル離れた位置に奥野小学校と牛久第二中学校がございます。これは，申請地付近の空中写真でございます。申請地周辺は，山林，雑種地，宅地及び農地となっております。

次に，土地利用計画等についてご説明いたします。付議案図面の２－２

とあわせて正面のスクリーンをご覧ください。正面スクリーンは，上が北になります。申請地の敷地面積は，1万5,944.36平方メートルでございます。申請敷地は，前回，平成13年に許可を取得したときと変更がなく，今回の事業計画による敷地の拡張はございません。申請敷地へは，敷地北側にあります牛久市道7号線,これは両側に歩道がついている幅員13メートルでございますが，そこから出入りいたします。申請敷地内にはトラック待機場が設置され，通過交通に配慮されております。敷地の外周部には緑地帯があり，そしてその緑地帯の内側に鋼板性の防護壁を配置しております。今回増築する建築物といたしましては，廃プラスチック類の剝離機が設置されております「物品集積所４」の増築がございます。図面内赤色でお示ししている部分が増築を行う部分で，鉄骨造１階，床面積100平方メートルでございます。既存部分と合計いたしまして，延べ面積400平方メートルとなります。また，既存建築物といたしましては，図面右側から，事務所，作業員詰所，トイレ，物品集積所の４棟，それに倉庫，洗浄水ろ過器室の２棟がございます。そのほか，廃棄物の処理施設として，既設の廃プラスチック類破砕機及び粉砕・洗浄施設が設置されています破砕作業所，既設の廃プラスチック類切断機が設置されております保管施設，そして,今回瓦れき類等の破砕機を設置いたします破砕施設の合計12棟がございます。

続きまして，現地の状況でございますが，正面スクリーンの写真は，前面道路の市道7号線と敷地の出入り口部分を撮影したものでございます。この写真は，市道7号線に面する敷地の緑地帯部分を撮影したものでございます。この写真は，今回，コンクリート電柱等の処理を行う破砕機を設置いたします破砕施設に向かって撮影したものでございます。一番奥に見えますのが，破砕施設でございます。手前に見えますのが，今回建築物の増築を計画いたします「物品集積所４」でございます。この写真は，既設のコンクリート電柱等の破砕機を撮影したものでございます。今回の事業計画では，この屋外に設置されております既設の破砕機を撤去いたしまして，新たに建築物内に破砕機を設置する計画になっております。

続きまして，廃棄物処理のフローについてご説明いたします。廃棄物を積載した運搬車両は,市道7号線に面する北側の出入り口から敷地に入り，台貫にて積載量を計量後，搬入された廃棄物はそれぞれ種類に応じて廃棄物置き場に保管されます。こちらは，今回新たにコンクリート電柱等の破砕機を設置いたします破砕施設の平面図と断面図でございます。当破砕施設の処理工程といたしましては，破砕施設内の破砕機により破砕を行った後，鉄筋等の鉄くずは磁選機により選別され，細かく破砕されたコンクリートくずはスクリーンによる粒度調整を経て，その後，鉄くずは製鉄原料として売却され，破砕コンクリートは道路の路盤材として処理委託されま

す。また，環境保全対策としましては，騒音及び振動の発生を抑制するため，破砕機は建物内に設置いたします。また，既に破砕施設の壁には防音材が設置されており,粉じん対策として,散水設備も設置されております。なお，環境保全対策の詳細につきましては，後ほど，生活環境影響調査の結果の中でご説明をさせていただきます。

次に，廃棄物の搬入・搬出ルートについてご説明いたします。主要地方道竜ケ崎・阿見線，土浦・竜ケ崎線を経由いたしまして，申請地前面の幅員 13 メートルの市道 7 号線を利用いたします。廃棄物の処分量につきましては，月間約 5,309 トンを予定しており，１日当たりの搬入出車両は，平均で 10 トン車 44 台程度を見込んでおります。搬入・搬出ルートにおける通過交通量への負荷について，周辺交通への影響は特に支障がないものと考えております。なお,廃棄物の搬入量でございますが,県内のもの４割,県外のもの６割を予定しております。

次に，排水計画についてご説明いたします。雨水排水につきましては，調整池で流量を調整し，オーバーフロー分を牛久市管理の市道 7 号線の側溝に放流いたします。また，汚水・生活雑排水については，事務所付近に設置された既設の合併浄化槽で処理後，市道 7 号線の側溝に放流いたします。放流に当たりましては，関係機関の同意を得ております。そのほか，廃棄物処理施設に伴う排水はございません。本施設は都市計画法の開発許可を受けた施設であり，開発許可の基準に基づき適切に排水処理がなされております。申請地及びその周辺地区においては，牛久市の都市計画マスタープランにおいて，特に土地利用構想等はございません。また，本事業計画につきましては周辺関係者から同意が得られており，また，許可申請に当たって，牛久市長から都市計画上支障がない旨の意見書が提出されていることをご報告します。

都計諮問第３号の案件の概要は以上でございます。引き続き，生活環境部廃棄物対策課より，生活環境影響調査の結果についてご説明させていただきます。

○事務局　廃棄物対策課と申します。よろしくお願いいたします。それでは，生活環境影響調査の結果についてご説明いたします。

事業者の計画は，廃プラスチック類，木くず，金属くず，瓦れき類などを受け入れ，破砕機や切断機などにより処理し，資材などとしてリサイクルする内容であります。このことから，調査項目といたしましては，破砕機などの稼働によります粉じん，騒音，振動，それから廃棄物運搬車両の排ガスによる二酸化窒素と浮遊粒子状物質，それから走行時の騒音，振動を選定してございます。なお，悪臭が発生するような廃棄物を取り扱わないこと，それから廃棄物処理施設からの排水がないことから，悪臭及び水質は，調査項目に選定しておりません。

次に環境保全対策でございます。先ほども説明がございましたが，一つは，破砕機などの施設の建築物内への設置でございます。これにより，粉じんの拡散や騒音の外部への影響を低減いたします。二つ目は，破砕機への散水設備の設置でございます。これにより，破砕の際に発生する粉じんを抑えることとしております。三つ目が，敷地境界への防音壁の設置でございます。防音壁につきましては，従来から壁という形ではつくってございましたけれども，今回，破砕機の設置に先立って，新しい防音壁を設置しまして，防音効果を向上させております。

以上のような対策を踏まえ，環境への影響を予測しております。なお，大気汚染のうち粉じんにつきましては，破砕機の建物内設置あるいは散水設備の設置などにより，周辺生活環境への影響は軽微であると考えております。また，廃棄物運搬車両の影響につきましては，大気汚染の関係ですけれども，二酸化窒素で 0.0352ppm，それから浮遊粒子状物質で 0.0699mg／㎥，いずれも環境基準を満足する結果となっております。

次に，騒音・振動でございます。破砕機等の騒音につきましては，現況の騒音に合成された値が最大となる地点で 63 デシベルと予測されております。これは，基準の 65 デシベルを下回っており，また，直近の民家でも予測をしてございますけれども，こちらが，52 デシベルと現況と変わらない結果になっており，施設の影響は小さいと判断されております。また，破砕機からの振動につきましては，敷地境界上最大となる地点で 58 デシベルと計算されておりまして，基準の 70 デシベルを下回る予測となってございます。また，民家においても 44 デシベルと基準値を大きく下回る予測となっております。また，廃棄物運搬車両の騒音・振動につきましては，いずれも現況と同程度の予測結果となっておりまして，今回の計画の影響は軽微であるというふうに考えてございます。

以上のことから，今回の事業計画によります生活環境への影響は軽微であると判断しております。

○事務局　都計諮問第３号についての説明は以上でございます。ご審議のほど，よろしくお願いいたします。

○議長　ありがとうございました。それでは，本件につきまして，ご意見，ご質問をお願いいたします。はい，どうぞ。

○Ｂ委員　先ほどの防音壁を新しく設置といっているのは，どこからどこまでになるのですか。破砕施設が入る建物以外にというような。鋼板の塀と書いてあるのがそうですか。

○事務局　周りを全部入れ替えた。

○Ｂ委員　周り全部。そうですか。ちょっと一つ気になったのが，従来のこの施設，破砕機が入っている建物の写真が写っていたかと思うんですけ

ど。建物の内部の写真。最初の頃ですね。それで，内壁がちょっと一部はがれ，ちょっと傷んでいるように見えたので。

○事務局　ちょっと重機が見えるのが今の破砕機でございます。これはこの状態で中に機械を設置してございます。

○Ｂ委員　ですよね。それで，内壁のところって，ちょっと傷んでいるように見えたんですけど，そんなことはなかったですか。ちょっと内側が傷んでいるように見えたんですけど。

○事務局　一部はがれているところが。

○Ｂ委員　これは補修がされるんでしょうか。ちゃんと。

○事務局　補修はいたします。あとはこっち側ではなくて，建物の手前の方に。

○Ｂ委員　手前の方に増築部分が。

○事務局　破砕機は固定いたします。前のものは移動式だったんですけれど，今回のはもっと手前の方で固定いたします。

○Ｂ委員　そうですか。はい，わかりました。では，きれいに直していただいて。お願いします。

○事務局　はい。

○議長　ほかにございますか。よろしゅうございますか。それでは，ほかにご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第３号につきましては，支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長　ご異議なしと認め，都計諮問第３号につきましては，支障なしということにいたします。

○議長　それでは，以上をもちまして，今回付議されました案件についての審議は終了いたしました。都計諮問第２号につきましては，原案どおり可決とし，都計諮問第３号については支障なしとして，本日付けをもちまして，知事に答申をいたします。どうもありがとうございました。

－　閉　会　－

平成２４年度第２回茨城県都市計画審議会　委員出席状況

組　織	職　名	氏　名	出　欠
学識経験のある者	弁護士	大　津　晴　也	出　席
	筑波大学名誉教授	黒　川　　洸	出　席
	茨城大学名誉教授	山　形　耕　一	出　席
	一級建築士	中　﨑　妙　子	出　席
	茨城県農業会議会長	葉　梨　　衛	欠　席
	茨城県経営者協会顧問	川　又　　諭	出　席
	茨城県バス協会会長	須　田　哲　雄	欠　席
市町村長を代表する者	守谷市長	会　田　真　一	欠　席
	河内町長	野　髙　貴　雄	欠　席
県議会の議員	茨城県議会議員	桜　井　富　夫	欠　席
	茨城県議会議員	西　條　昌　良	欠　席
	茨城県議会議員	田　山　東　湖	欠　席
	茨城県議会議員	飯　塚　秋　男	欠　席
	茨城県議会議員	細　谷　典　幸	出　席
	茨城県議会議員	長谷川　修　平	出　席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	渡　辺　政　明	欠　席
	五霞町議会議長	青　木　武　明	出　席
関係行政機関の職員	関東財務局水戸財務事務所長	鈴　木　悦　郎	代理　管財課長 潮田　利一
	関東農政局長	佐　藤　和　彦	代理　農村計画部農村振興課課長補佐 三宅　祥司
	関東経済産業局総務企画部長	梁　嶋　利　道	代理　企画課総括係長 麻生　浩司
	関東運輸局長	内　波　謙　一	代理　茨城運輸支局長 佐藤　研一
	関東地方整備局長	森　北　佳　昭	代理　常陸河川国道事務所長 久保田　一
	茨城県教育委員会教育長	小野寺　　俊	代理　文化課長 伊藤　哲
	茨城県警察本部長	荻　野　　徹	代理　交通部交通規制課長 小川　昇

出席　15 名
欠席　 9 名
} 24 名

平成２４年度第２回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問番号	題　　名	決定機関	計　画　内　容
2	高萩都市計画及び日立都市計画下水道の変更	茨城県	日立・高萩広域公共下水道の変更 （日立市，高萩市）
3	牛久市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について （建築基準法第５１条）	特定行政庁知事	牛久市小坂町地内 廃棄物処理施設 破砕（がれき類）　処理能力：400.0t／日 破砕（廃プラスチック類） 処理能力：　48.0t／日
	計２件		